

神戸市風しん予防接種料の一部補助事業実施要領

1. 趣旨

この要領は、「神戸市定期予防接種及び行政措置予防接種費用助成要綱」に基づき実施する、風しん予防接種費用の助成について必要な事項を定める。

2. 実施主体

神戸市

3. 実施機関

神戸市内の予防接種契約医療機関

4. 風しん予防接種助成の対象者

接種日時時点で神戸市に住所を有し、下記の（１）～（３）のいずれかに該当する者とする。

（１）15～42歳の妊娠を希望する女性のうち、抗体価が低い方

（２）（１）の同居者のうち、抗体価が低い方

（３）抗体価が低い妊婦の同居者のうち、抗体価が低い方

※ 風しんの「抗体価が低い」要件

① 罹患歴・予防接種歴がない（不明も含む）

② 前年度４月１日以降の血液検査で基準以下

5. 対象となるワクチン

乾燥弱毒生風しんワクチン、もしくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン。

6. 予防接種の助成金額と助成回数

助成金額は、被接種者１名に対しいずれのワクチンにおいても一人につき１回限りとし、上限額は２,５００円とする。

7. 不当利得の返還

神戸市は、偽りその他不正な手段によりこの要領による助成の交付を受けた者がいるときは、その者から当該交付した助成金の額の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。